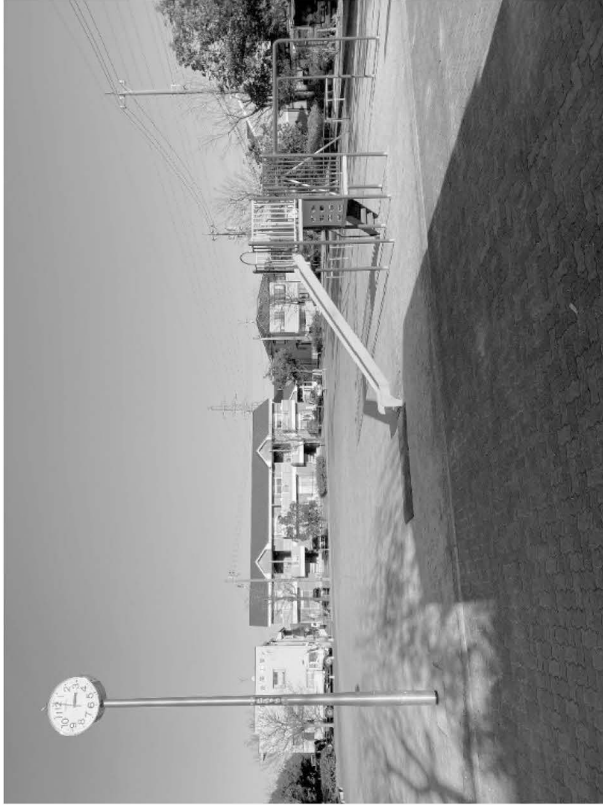


当該計画を策定後、市民と連携した施策を展開し、既存公園の再生、活用を図っていくことが望まれる。

【上荒屋もくれん公園（令和2年10月15日撮影）】



21 歩けるまちの休憩空間創出事業費

(1) 概要

①事業の目的

まちなかの公園・緑地等を活かして、観光客がまち歩きの中で立ち寄って休憩・交流できる空間を充実させることで、歩けるまちとしての利便性を向上させる。

②事業の位置づけ

局面	視点	施策名	取組	内容
都市	活用	魅力ある水と緑のネットワークの形成	水と緑のまちなか交流軸（回廊）の形成	観光アクセスルートにおける緑化空間の創出

当該事業の対象緑地は、都市公園である。

③事業の内容

公園緑地環境整備

- ・ベンチ設置（一部アートベンチ設置）
- ・舗装改修
- ・樹木更新
- ・植栽帯移設

④対象案件と選定条件

観光客等が徒歩圏内で利用する公園・緑地

⑤過去5年間の決算の状況（令和元年度開始事業）

令和元年度	当初予算		決算	
	金額（千円）	整備公園数	金額（千円）	金額（千円）
	17,000	4		16,535



22 児童遊園整備補助

(1) 概要

①事業の目的

町会等に、児童遊園^(※)の管理に係る奨励金及び整備に係る補助金を交付し、児童の健全な育成を図る。

※児童遊園

都市公園法に基づき市が設置する街区公園を補完する目的で、民間が設置する児童厚生施設

②事業の位置づけ

局面	視点	施策名	取組	内容
都市	活用	新たな価値を生む緑空間（グリーンインフラ）の創出	特色ある公共緑化空間の整備	児童遊園の有効活用

当該事業の対象緑地は、民間施設緑地である。

③事業の内容

ア 管理奨励金

児童遊園を維持管理し、又は用地を借上げている町会等に交付する。

イ 整備費補助金

新たに児童遊園を設置又は既設の児童遊園を整備しようとする町会等に交付する。

④対象条件及び選定条件

ア 対象条件

管理奨励金	区分		奨励金及び補助金の額
	維持管理事業	維持管理経費相当額 限度額	
整備費補助金	用地借上げ事業	敷地面積 1,000 m ² 未満：22,000 円 敷地面積 1,000 m ² 以上：27,000 円	借上経費の70%相当額 限度額 60,000 円
	新設事業	事業経費の70%相当額 限度額 500,000 円	
	整備事業	事業経費の70%相当額 限度額 250,000 円	

(2) 監査手続

①事業費支出の正確性等について

事業費支出が正確でないリスクがあることから、事業費支出の正確性等を検証するため、関連資料（歳出予算個別要求書、歳出予算差引簿、積算資料、入札関連資料、支出負担行為伺書、決裁伺書、契約書、工事工程写真、工事完成届、工事検査調書、工事引渡書）の閲覧を行った。

(3) 監査結果

①事業費支出の正確性等について

当該事業の工事契約を工事区分で分類すると以下のとおりであった。

工事区分	契約件数	合計金額(千円)
競争入札	1	3,872 千円
小額工事	1	1,210 千円
簡易小額工事	32	11,453 千円

事業費支出の正確性等を検証した結果、適正であり、特記すべき事項はなかった。

【彦三緑地外観（令和2年12月14日撮影）】

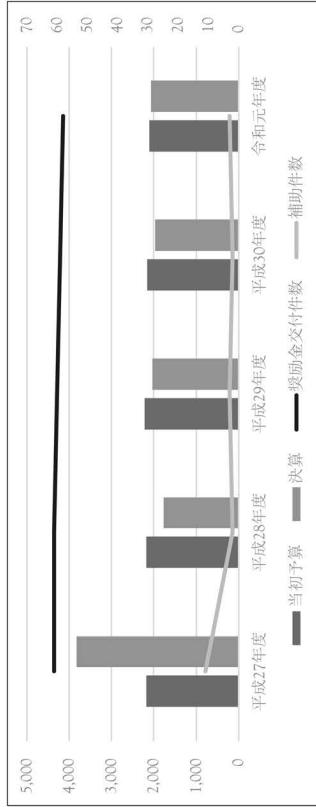


イ 選定条件

区分	選定条件
管理奨励金	児童遊園を維持管理し、又はその用地を借上げている町会等からの申請であること
整備費補助金	児童遊園を新たに設置し、又は既設の児童遊園を整備しようとする町会等からの申請であること

⑤過去5年間の決算の状況

	当初予算		決算	
	金額(千円)	奨励金交付件数	補助件数	金額(千円)
平成27年度	2,170	61	11	3,824
平成28年度	2,170	61	2	1,760
平成29年度	2,210	60	3	2,027
平成30年度	2,150	59	3	1,960
令和元年度	2,100	58	3	2,058



平成27年度は、児童遊園の新設に対して補助金を交付したこと及び児童遊園の施設修繕等の申請が重なったことにより、整備費補助金交付額が増加した。

(2) 監査手続

①財務事務及び奨励金支出の適正性について

当該事業の中でも特に維持管理事業については、除草・清掃・点検等の作業が中心となり、作業実施内容を確認することが難しい。

よって、町会等が適正に維持管理していないにもかかわらず、管理奨励金を交付するリスクが想定されることから、財務事務及び奨励金支出の適正性を検証するため、関連資料(支出負担行為伺書、児童遊園管理奨励金交付申請書、児童遊園の現況調査票、検査調書、土地賃貸契約書、金沢市児童遊園管理奨励金及び整備費補助金交付取扱要綱)を閲覧した。

②施策の有効性について

児童遊園が近隣の児童等に有効に活用されているかを検証するため、関連資料(児童遊園の現況調査票、管理奨励金の交付対象となる児童遊園の一覧、児童遊園の設置運営について、金沢市児童遊園管理奨励金及び整備費補助金交付取扱要綱)を閲覧し、1日当りの平均利用人数を確認した。

また、児童遊園が街区公園を補完する機能を十分に果たしているかを検証するため、児童遊園の標準的な運営要綱等と現状を確認した。

(3) 監査結果

①財務事務及び奨励金支出の適正性について

財務事務及び奨励金支出の適正性について検証した結果、いずれも適正に行われており、特記すべき事項はなかった。

特に、町会等が適正に維持管理していないにもかかわらず奨励金を交付するリスクについては、管理状況を確認するための写真の写真的提出を毎年義務付けており、通知の際に遊具の安全性を確認させる文書を同封するなどによって対応していることから、リスクの顕在化はないものと判断した。

②施策の有効性について

児童遊園の現況調査票について、過去3年間の1日当りの平均利用人数を確認したところ、以下のとおりおおむね5人未満で推移している公園及び利用人数が急減している公園が確認された。

【管理奨励金の交付対象となる児童遊園一覧及び1日当り平均利用人数】

児童遊園名	面積 (㎡)	奨励金額 (円)	1日当り平均利用人数(人)			
			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
赤土町	180	22,000	4	3	2	2
大場町	200	22,000	4	4	3	3
上辰巳日吉神社	108	22,000	3	3	3	3
上古道	66	22,000	10	3	3	3
京町積善会	66	22,000	2~4	2~4	2~4	2~3
小二又	120	22,000	3	3	記載なし	記載なし
自由ヶ丘	450	22,000	2~3	2	2	2
月影町	206	65,400	3	2	2	2
東山ひばり	135	22,000	10	10	10	1
藤江	135	22,000	30	2	2	2
間明町	45	22,000	2	2	2	2
栗師町神社	165	22,000	7	7	7	1

上記の利用人数は、町会等の責任者が児童遊園の現況調査票に記入したものであり、一時的な利用人数の調査のみでは、年間を通じての利用人数の把握は難しい。

また、公園が有効に活用されているかの評価については、防災機能や地元のイベント等での利用など、様々な要素を勘案してすべきものであり、利用人数だけで行うものではない。

しかしながら、児童遊園は金沢市の施設ではないが、金沢市が管理費や整備費を助成していることから、児童遊園が有効に活用されているかを把握することは必要であろう。

今後、児童の利用実態調査等、児童遊園が有効に活用されているかを確認する方法について、検討していくことが望ましい。

また、厚生労働省から通知された児童遊園の設置運営の別紙に定められている標準的児童遊園設置運営要綱においては、児童遊園の設備基準として以下の規定がある。

標準的児童遊園設置運営要綱 (抜粋)
<p>第三 設備</p> <p>一 敷地は、原則として330㎡以上であること。</p> <p>二 標準的設備として、次に掲げるものを設ける必要があること。</p> <p>(一) 遊具(ブランコ、砂場、滑り台、ジャングルジムなどの設備)</p> <p>(二) 広場、ベンチ、便所、飲料水設備、ごみ入れ等</p> <p>(三) 棚、照明設備</p> <p>三 その他、児童の創意・工夫を生かすことのできる付帯的設備を設けることが望ましいこと。</p> <p>四 地域の児童や環境及び保護者の状況等に対応した多様な形態を工夫するとともに、遊具等の配置、道路との接続等その利用に配慮すること。</p>

金沢市児童遊園管理奨励金及び整備費補助金交付取扱要綱においては、児童遊園は以下のとおり規定されている。

金沢市児童遊園管理奨励金及び整備費補助金交付取扱要綱 (抜粋)
<p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 児童遊園 本市が設置する街区公園を補完する目的で設置される広場であって、次に掲げる要件を備えるものをいう。</p> <p>ア 敷地面積が、おおむね100平方メートル以上であること。ただし、既設の広場及び市長が特に認める広場は、この限りでない。</p> <p>イ 今後5年以上継続して児童の利用に供することができるものであること。</p> <p>ウ 常に良好な管理状態に保つため、管理する者を設けていること。</p>

管理奨励金及び整備費補助金の交付対象となっている60の児童遊園について、それぞれの敷地面積を確認した結果、以下のとおり敷地面積の狭い児童遊園が多く散見された。

交付対象となる 全児童遊園数	うち敷地面積 330㎡未満の 児童遊園数	うち敷地面積 100㎡未満の 児童遊園数
60	40	6

児童遊園としての機能は、敷地面積だけではなく、標準的設備や付帯的設備の設置状況、遊具等の配置、道路等の接続などにより、総合的に発揮されるものと考えられる。

しかしながら、敷地面積が極端に狭い児童遊園については、本来の意味での児童遊園という名称にそぐわないものとなっている可能性もある。

標準的児童遊園設置運営要綱において、児童遊園の敷地面積は原則330㎡以上とされているが、金沢市ではおおむね100㎡以上と規定しており、実際にはさらに敷地面積の狭い100㎡未満の児童遊園も設置されている状況である。

そのため、特に敷地面積が狭い児童遊園を中心に、各種設備の配置状況等を総合的に調査することと、現時点で児童遊園が街区公園を補完する機能を十分に果たしているか、再確認していくことが望ましい。

【上古道児童遊園 (面積 66㎡) 道路から (令和2年12月14日撮影)】



【上古道児童遊園 園内（令和2年12月14日撮影）】



23 公園愛護費

(1) 概要

①事業の目的

住民の公園への愛着を深めるため、町会等の団体に公園の管理を依頼する。

②事業の位置づけ

資産	視点	施策名	取組	内容
都市	連携 連携強化	地域コミュニティとの連携	多様な主体との連携 による活動展開	公園愛護団体制度の見直し・普及

当該事業の対象緑地は、都市公園である。

③事業の内容

- ア 公園愛護報奨金
愛護活動に関わる清掃用具の購入等のために各団体に毎年支払う。
- イ 公園愛護活動支援事業
プロアの貸出し、落ち葉リサイクルボックス設置、ゴミ袋の支給などを行う。
- ウ 公園愛護活動普及事業
公園愛護のつどい開催や優良愛護団体表彰を行う。
- エ 公園里親事業^(※)
清掃用具の支給、プロア貸出し、サインボードの設置などを行う。

※公園里親事業

企業・団体を対象に、身近な公園で自主的なボランティアによる除草清掃等の活動を展開していただくことで、公園や地域への愛着と連帯感の醸成を図るもの。

④対象条件及び選定条件

- ア 対象条件
 - i 公園除草清掃等
基本額＋面積割

区分		報奨金の額
基本額		12,000円
面積割 (公園毎に算定)	自主管理	1,800円/100㎡(上限45,000円、下限6,900円)
	業者併用 (除草あり)	800円/100㎡(上限20,000円、下限800円)
	業者併用 (除草なし)	200円/100㎡(上限5,000円、下限200円)

ii トイレ清掃

1 ～ 4 穴 一律 42,000 円

5 穴以上 42,000 円 + (5,250 円 × (穴数 - 4 穴))

iii ポット苗管理

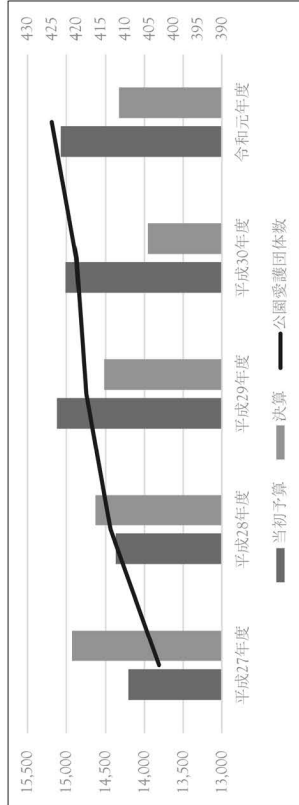
4,200 円/100 ㎡ (上限 42,000 円)

イ 選定条件

公園愛護団体の登録を受けた団体からの申請であること。

⑤過去5年間の決算の状況

	当初予算		決算	
	金額 (千円)	公園愛護団体数	金額 (千円)	公園愛護団体数
平成 27 年度	14,207	403	14,925	415
平成 28 年度	14,370	413	14,631	410
平成 29 年度	15,120	418	14,518	400
平成 30 年度	15,010	420	13,955	395
令和元年度	15,070	425	14,327	390



以下の施策を実施することにより、公園愛護団体数は緩やかに増加していた。

平成 25 年度：公園愛護のつどいの開催、公園愛護マニュアルの作成・配布

平成 26 年度：プロアアの貸し出し開始、樹木管理用具支給

平成 27 年度：ゴミ袋支給

(2) 監査手続

①公園愛護団体の登録及び登録内容の変更・廃止について

登録公園愛護団体数が非常に多い中で（令和元年度で 425 団体）、前述の対象案件に記載のとおり、報償金が様々なパターンで計算される。

よって、登録内容と異なる団体へ報償金を交付するリスク、又は各登録団体への報償金額を誤って算出するリスクが想定されることから、公園愛護団体の登録及び登録内容の変更・廃止について、財務事務の適正性を検証するため、関連資料（決裁同、公園愛護団体登録申請書、公園愛護団体登録内容変更申請書、公園愛護団体登録廃止申請書、公園愛護団体登録通知書、登録内容変更承認通知書、公園愛護団体登録廃止通知書、金沢市公園愛護活動推進事業実施要綱）を閲覧した。

②報奨金交付の適正性について

当該事業は、除草・清掃・点検等の作業が中心となり、作業事実を確認することが難しい。よって、公園愛護団体が適正に作業を実施していないにもかかわらず、報奨金を交付するリスクが想定されることから、報奨金交付の適正性を検証するため、関連資料（支出負担行為何書、報奨金額一覧、公園愛護活動報告書、金沢市公園愛護活動推進事業実施要綱）を閲覧した。

また、金沢市公園愛護活動推進事業実施要綱に基づき、各公園の報奨金が正確に計算されているかを、抽出した 60 件について、監査人自ら再計算した。

③愛護活動の実績について

報奨金の対象となる公園愛護活動の実績を確認するため、関連資料（公園愛護活動報告書、公園愛護活動調査票、活動写真、公園愛護活動トイレ清掃業務日誌）を閲覧した。

(3) 監査結果

①公園愛護団体の登録及び登録内容の変更・廃止について

公園愛護団体の登録及び登録内容の変更・廃止について、財務事務の適正性を検証した結果、いずれも適正に行われており、特記すべき事項はなかった。

当該事業においては、公園愛護団体数が成果指標の一つとして考えられることから、さらなる団体数増加に向けた取り組みを進めていくことが望ましい。

②報奨金交付の適正性について

報奨金交付の適正性について検証した結果、いずれも適正に行われており、特記すべき事項はなかった。

また、監査人自ら報奨金について再計算した結果、全て適正に計算されており、特記すべき事項はなかった。

この点、担当課へ愛護活動における公園施設点検の要否について確認したところ、以下の回答があった。

- ・業者併用管理の公園においては、除草・清掃のみでも可ただし、その分報奨金の算定を区分している。
- ・公園施設点検については、実施することが望ましいと考えている。
- ただし、遊具の法定点検・定期点検は市が別途実施している。

遊具の法定点検・定期点検は別途実施しているとしても、安全性をより高める観点からは、点検頻度はできるだけ多いことが望ましい。

また、公園施設点検作業の活動実績の記載がない公園が約3割ある現状を踏まえると、公園愛護活動に公園施設点検の実施が含まれていることについて、公園愛護団体に十分に周知されていない可能性もある。

公園愛護団体に対して、公園施設点検が公園愛護活動に含まれていることを周知し、適宜実施するように働きかける必要がある。

【意見】
公園愛護団体に対して、公園施設点検が公園愛護活動に含まれていることを周知し、適宜実施するように働きかける必要がある。

【上荒屋にれのき公園トイレ外観（令和2年10月15日撮影）】



③愛護活動の実績について

報奨金の対象となる公園愛護活動の実績を確認した結果、資料は整備されていた。一方で、具体的な活動実績を記載している公園愛護活動調査票には、除草・清掃については記載があるものの、公園施設点検作業については活動実績の記載のないものが散見された。

自主管理の公園数 (A)	(A)のうち、公園施設点検作業の活動実績の記載がない公園数	活動実績の記載がない公園数の割合
234	72	約31%

※業者併用管理の公園については、除草・清掃のみで良いとされているため、表には含まれていない。

金沢市公園愛護活動推進事業実施要綱においては、愛護活動を以下のように定めている。

金沢市公園愛護活動推進事業実施要綱（抜粋）
第2条第2項 この要綱において「愛護活動」とは、次に掲げる活動をいう。
 (1) 街区公園等の園内及びその外周の清掃及び除草
 (2) 街区公園等の園内に設置された遊戯施設、修景施設その他の公園施設の損傷箇所についての通報
 (3) 街区公園等の園内の美化及び良好な公園の利用についての啓発
 (4) 街区公園等の園内に設置されたトイレの清掃
 (5) 街区公園等の園内に敷設されたポット苗芝生の管理

併せて、公園愛護団体が取り組む活動を記載した公園愛護マニュアル（緑と花の課作成）において、愛護活動における基本的な活動について以下のように規定している。

公園愛護マニュアル（抜粋）
1. 愛護活動について
 (1) 基本的な活動
 ①清掃（月1回）
 ②除草（年3回）
 ③遊具・公園施設点検（適宜）
 ④灌水時の灌水（水やり）
 ⑤利用・マナーのよびかけ

上記より、報奨金の対象となる愛護活動には、遊具・公園施設の点検（損傷箇所についての通報）が含まれており、実施が必要であると考えられる。

【上荒屋にれのき公園トイレ内観（令和2年10月15日撮影）】



24 公園維持管理費

(1) 概要

①事業の目的

光熱水費等公園の維持管理に関する経費のほか、公園施設の日常点検、公園遊具の保守点検を実施し、安全・安心な公園空間を創出する。

②事業の位置づけ

資産	視点	施策名	取組	内容
都市	継承	都市の緑の維持管理の推進	公園緑地・街路樹の適切な維持管理の実施	公園緑地の適切な維持管理 環境に配慮した公園緑地・街路樹の維持管理
地形		特色ある地形の緑の継承	海岸や河北潟周辺の緑の継承	こなん水辺公園の管理

当該事業の対象緑地は、都市公園である。

③事業の内容

- ア 公園施設日常点検
金沢市内全域の都市公園、小公園等を月1回パトロールし、公園施設等の管理状況の点検を行うとともに、簡易な修繕を実施する。

- イ 公園遊具保守点検
専門業者による法定点検を実施する。

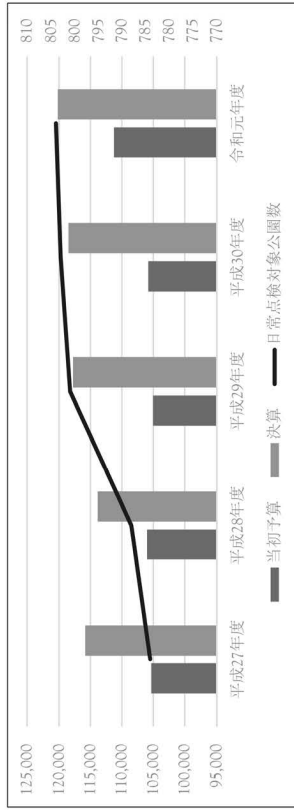
④対象案件及び選定条件

- ア 公園施設日常点検
 - i 対象案件及び選定条件
緑と花の課所管公園等
- イ 公園遊具保守点検
 - i 対象案件
緑と花の課所管遊具
 - ii 選定条件
設置後10年を経過している遊具

定期点検の対象を、設置後10年経過している遊具としている理由は、設置後に初期不良等に対応するため、設置業者による初期点検を行っていることや、1か月に1回日常点検を行っていることから、設置後10年は危険度が高い異常が発生する可能性は低いと考えられることによる。

⑤過去5年間の決算の状況

	当初予算		決算	
	金額(千円)	日常点検対象公園数	金額(千円)	金額(千円)
平成27年度	105,308	784	115,837	115,837
平成28年度	105,991	788	113,858	113,858
平成29年度	105,040	801	117,771	117,771
平成30年度	105,795	803	118,495	118,495
令和元年度	111,257	804	120,201	120,201



平成29年度は、以下の理由により日常点検対象公園数が大きく増加している。

- ・平成28年度までは西部緑道を5つの区域に分けて計上していたが、各区域が広く、異常があった際に場所の特定が困難であったことから、11の区域に分けたこと。
- ・平成28年度中に野田土地区画整理事業及び直江土地区画整理事業により整備した公園が日常点検対象公園となったこと。

(2) 監査手続

①公園施設日常点検業務委託契約の適正性について

委託先の選定及び委託料の算定が適正に行われないうりリスクが想定されることから、公園施設日常点検業務の委託契約について、委託先の選定、委託料の算定及び委託業務の実施状況を検証するため、関連資料(支出負担行為向書、随意契約理由書、公園管理委託業務仕様書、公園管理業務の委託に関する契約書、公園管理業務委託の委託料の予算執行計画書、公園施設等管理受託事業の委託料の執行状況について、概算私算精算請求書、公園施設点検業務結果報告書、公園遊具管理日報、委託業務結果報告書、公園管理業務の委託料の精算について、卯辰山(外濠)公園清掃除草等作業報告書)の閲覧及び担当課への質問を行った。

②公園遊具保守点検業務委託契約の適正性について

業務実施の事実及び効果を把握しにくく、業務が適正に行われないうりリスクが想定されることから、公園遊具保守点検業務の委託契約について、委託先の選定、委託料の算定及び委託業務の実施状況を検証するため、関連資料(支出負担行為向書、随意契約理由書、委託設計書、単価算出根拠、公園遊具定期点検業務委託仕様書、見積書、委託契約書、委託業務結果報告書)を閲覧した。

③公園維持管理費の適正性について

毎年経常的に発生する費用であり、漫然と支出を継続するリスクが想定されることから、公園維持管理費に係る事務の適正性を検証するため、関連資料(支出負担行為向書、随意契約理由書、仕様書、委託設計書、入札書、入札結果表、予定価格決定書、委託(請負・賃貸借)契約書、委託業務結果報告書等)の閲覧及び担当課への質問を行った。

(3) 監査結果

①公園施設日常点検業務委託契約の適正性について

当該業務及び委託契約の概要は、以下のとおりである。

業務名	公園管理委託業務(公園施設点検、修繕及び除草清掃業務等)
業務場所	金沢市内全域の公園(除草清掃は卯辰山公園及び外濠公園)
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・公園施設点検業務 遊具等公園施設(804箇所)の日常点検 ・公園施設修繕設計、施工、監理業務 ・公園除草、清掃業務 卯辰山公園、外濠公園の除草清掃
委託料	37,940千円
委託期間	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
委託先	まちづくり財団
契約方法	随意契約
随意契約理由	公園施設点検、修繕及び除草清掃業務委託並びに公園施設の維持管理業務について、公園施設等の精進度及び昨年度までの実績を考慮。
決算額	平成29年度 35,887千円 平成30年度 36,766千円 令和元年度 37,629千円

ア 委託先の選定について

委託先との契約方法は随意契約となっており、その理由は上記のとおり、公園施設等の精進度及び昨年度までの実績を考慮した結果としている。

さらに、令和元年度の支出に係る予算額と決算額は以下のとおりである。
(収支決算書の支出の部より科目を一部抜粋)

科目	予算額	決算額	差額	備考
給料手当	11,955	11,750	204	嘱託職員4名
臨時雇賃金	9,672	6,267	3,404	臨時職員6名
福利厚生費	3,596	2,362	1,233	社会保険料等
修繕費	8,100	11,875	△3,775	公園遊具修繕等
賃借料	1,366	1,445	△79	リース料・駐車場代
租税公課	2,701	2,179	521	印紙税・消費税
委託費	—	714	△714	清掃業務委託
以下省略				
合計	37,940	37,629	310	

予算額と決算額の比較において、臨時雇賃金が3,404千円と大きく残額が発生したが、逆に修繕費が3,775千円と大きく不足額が発生している。それ以外にも各科目で差額が発生しているが、全体としてはほぼ決算額が予算額に収まる状況となっている。

この状況が若干不自然に感じたことから、担当課に確認したところ、以下の回答があった。

- ・臨時雇賃金の残額については、昨今の人手不足のため、必要な職員が雇用できなかったためである。
- ・修繕費の不足については、上記のとおり必要な職員が雇用できなかったことから、やむなく修繕を外部に発注したため、不足が発生した。

職員が雇用できなかったことは社会情勢の影響もあることからやむを得ず、そのために本来雇用した職員が実施すべき修繕を外部へ発注することについても、予算額の範囲で行っていることから、特段問題ないと判断した。

- ウ 委託業務の実施状況について
委託業務の実施状況について検証した結果、適正に行われており、特記すべき事項はなかった。

②公園遊具保守点検業務委託契約の適正性について

委託先は随意契約により一般社団法人日本公園施設業協会が選定され、委託金額は8,154千円である。

随意契約としては金額が大きいが、当該保守点検業務は専門技術者が行う法定点検業務であり、専門技術者を多数有する唯一の委託先という理由で選定されていることから、特段問題ないと判断した。

また、委託料の算定及び委託業務の実施状況についても適正に行われており、特記すべき事項はなかった。

公園施設等の精進の具体的内容について担当課に確認したところ、以下の回答があった。

- ・当該業務については、対象が公園施設全般(遊戯施設、集計施設、休養施設、便益施設、管理施設及び園路広場等)の多岐にわたるとともに、業務内容が点検や修繕、造園関係業務など幅広く、一括して受注可能な業種がない。
- ・委託費についても、公益財団法人であることから、人件費等の最小限の積み上げで積算しており、民間企業への委託では逆に委託費が増加すると考えている。

しかしながら、点検や修繕、造園関係業務など、業務ごとに発注する選択も考えられるほか、競争入札の適正性は周知のことから、現状の委託費についても入札方式の導入効果は否定できない。

以上のことから、当該業務において、業務ごとの発注や入札の実施を検討する必要がある。

【意見】
公園施設日常点検業務について、業務ごとの発注や入札の実施を検討する必要がある。

- イ 委託料の算定について
委託料の算定及び予算要求方法について担当課に確認したところ、以下の回答があった。
 - ・まちづくり財団において当該業務に係る積算を作成する。
 - ・当該積算を基に、緑と花の課で予算要求を行い、財政当局による査定を受ける。

委託料の算定は、まちづくり財団が提示する積算がベースとなっていた。
また、予算額に対する決算額の過去5年間の推移は以下のとおりであり、ほぼ予算額に近い決算額となっていた。

	予算額 (A)	決算額 (B)	B/A
平成27年度	36,063	35,936	99.6%
平成28年度	35,881	35,794	99.8%
平成29年度	36,583	35,837	98.0%
平成30年度	36,848	36,766	99.8%
令和元年度	37,940	37,629	99.2%

③公園維持管理費の適正性について

公園維持管理費に係る事務の適正性を検証した結果、当該業務の中で、金沢城北市民運動公園の用地の一部を賃借している以下の契約が締結されていた。

【金沢城北市民運動公園の用地の一部に係る賃貸借契約の概要】

所在地	金沢市磯部町地内
地目	田
地積	1,028㎡
賃借期間	平成31年4月1日から1年間(協議の上、再契約できる)
賃借料	2,099千円
貸付人	市民

賃借期間は1年間であるものの、協議の上再契約できるとされており、担当課へ確認したところ、同一の貸付人から用地の賃借を開始したのは平成元年で、今年で契約継続32年目になるとのことであった。

また、賃貸借契約開始初期の賃借料は、年間1,548千円とのことであった。

民有地の賃借算定基準は、以下のとおり市が規定している。

民有地借上算定基準(抜粋) 継続借上料 = 従前の借上料(税を除く) × スライド率(※) + 税 ※スライド率 = (消費者物価指数 + 地価変動率) / 2
--

これにより、令和元年度の賃借料は以下のように算定されている。

$$\begin{aligned} & \text{前回改定時基準借上料 (1,894,191円)} \times \text{スライド率 (1.0225)} \\ & + \text{税 (固定資産税 (162,903円) + 都市計画税 (0円))} = 2,099,713円 \end{aligned}$$

ここで、当該所在地は路線価がない地域であり、財産評価基準書による路線価図、評価倍率表による当該所在地の情報は以下のとおりである。

町名	適用地域名	固定資産評価額に乗ずる倍率等	
		田	
磯部町	国道8号、県道向栗ヶ崎・安江町線及び碓田・御経塚線沿い以外の地域	26	

固定資産税評価額が約163千円であり、一般的に路線価による相続税評価額が公示価格の80%であることから、これらより算出された地価は約5,298千円(=163千円×26倍÷80%)となる。以上から地価を予測すると、以下のとおりとなる。

現在の年間賃借料	2,099千円	地価(売買金額の日安)	5,298千円
----------	---------	-------------	---------

上記の地価はあくまで概算により算定を行ったものであり、実際に当該金額で売買されるわけではない。

しかしながら、現在まで賃貸借契約が32年間継続されていることを考慮すると、地価と比較して高い賃借料を支出しているものと考えられる。

当該土地の賃貸借契約について、貸付人との協議により、借地解消に向けた検討を進めていく必要がある。

【意見】
金沢城北市民運動公園の用地の一部に係る賃貸借契約について、借地解消に向けた検討を進めていく必要がある。

【こなん水辺公園事務所外観(令和2年12月14日撮影)】



【こなん水辺公園事務所内の公園案内板（令和2年12月14日撮影）】



25 公園保守管理費

(1) 概要

①事業の目的

専門業者による委託管理を実施し、都市における緑のオアシスとしての公園を維持する。

②事業の位置づけ

資産	視点	施策名	取組	内容
都市	継承	都市の緑の維持管理の推進	公園緑地・街路樹の適切な維持管理の実施	公園緑地の適切な維持管理 環境に配慮した公園緑地・街路樹の維持管理
地形	連携	自然や緑に触れ学ぶ機会の充実と保全活動の促進	自然や緑を体験・学習する機会づくり	自然や緑を体験する機会の創出

当該事業の対象緑地は、都市公園である。

③事業の内容

当該事業は、樹木の剪定や除草、便所清掃のほか、カラス・ハチの巢の撤去など公園の維持管理に係る経費で構成されている。

金沢市内の公園をブロック分けし、除草等の維持管理を専門業者に委託し、金沢市内対象 856箇所中 617箇所で行う事業を実施している。

令和元年度の委託契約件数は 84 件であるが、そのうち、複数の公園をまとめてブロックとして契約している件数は 27、その他ブロック以外の個別の委託契約件数は 57 となっている。

当初予算額は以下の式に基づいて積算している。

$$\text{設計額} \times \text{請負率 (見込)} \times \text{労務単価伸び率 (見込)} \times \text{税}$$

上記の設計額については、工事の工種、種別、細別に分解した項目毎に数量に単価を乗じた金額を集計して算定している。この中で、数量については、除草清掃の対象となる全体の面積、雑草の繁茂率に基づく密度、清掃回数、機械作業・刈払機作業・刈払機作業・人力作業の面積の割合等の数値を基に算定し、単価については、実際の作業時間を計測して算定している。

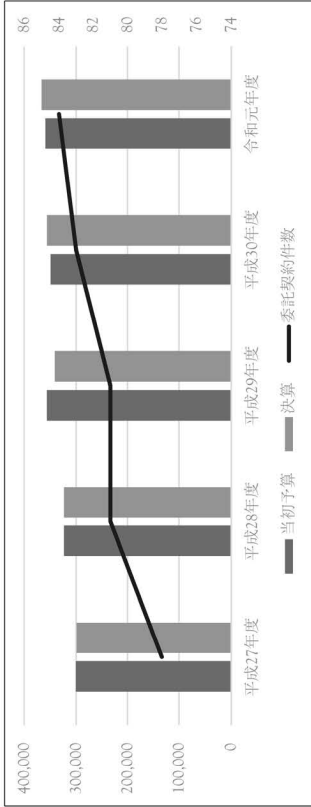
また、上記の積算については、新年度の予算積算のために係数を乗じているもので、設計額は当年度の基準で計算し、それに過年度の入札結果を基に見込んだ請負率（設計額に対する落札額の率）と、過年度の実績を基に見込んだ労務単価の伸び率、消費税を乗じ、算定している。

④対象案件及び選定条件

金沢市内公園等のうち地元管理以外の公園等

⑤過去5年間の決算の状況

	当初予算		決算	
	金額(千円)	委託契約件数	金額(千円)	
平成27年度	300,447	78	299,057	
平成28年度	323,606	81	323,534	
平成29年度	356,816	81	341,393	
平成30年度	349,620	83	356,496	
令和元年度	359,640	84	367,071	



委託契約件数が年々増加傾向にあるが、その理由は管理している公園数及び区域数が増加しているためである。例えば、平成30年度は西部緑道のうち直江地区、金沢市民運動公園のうち金沢プール周辺、令和元年度は卯辰山公園眺望の丘が増加している。

(2) 監査手続

①委託金額が大きい契約が多い全27ブロックの委託契約について

委託金額が特に大きい事業であることから、委託先の選定及び委託料の算定が不適切な場合の影響はより大きくなる。

また、除草清掃等業務及び公園保守管理業務については、業務実施の状況を把握しにくいことから、業務が適正に行われないリスクが想定されるとともに、毎年経常的に発生する費用であることから、過剰と支出を継続するリスクが想定される。

以上ことから、委託先の選定、委託料の算定及び委託業務の実施状況を検証するため、関連資料(支出負担行為同意書、委託設計書、入札書、入札結果表、予定価格決定書、委託契約書、委託業務結果報告書、業務実施工程表、月間業務工程表(実績)、委託業務写真帳等)の閲覧及び担当課への質問を行った。

②ブロック以外の個別の委託契約について

委託先の選定、委託料の算定及び委託業務の実施状況を検証するため、関連資料(支出負担行為同意書、仕様書、委託設計書、入札書、入札結果表、予定価格決定書、随意契約理由書、委託契約書、委託業務結果報告書、業務実施工程表、月間業務工程表(実績)、委託業務写真帳等)を閲覧した。

(3) 監査結果

①委託金額が大きい契約が多い全27ブロックの委託契約について

全27ブロックの委託契約については、全て入札により、委託先の選定及び委託料の決定が適正になされており、特記すべき事項はなかった。

委託業務の実施状況について、全27ブロックで過去5年間のうちに同じ委託先が何年間連続で選定されているかについて確認したところ、以下のとおりであった。

同じ委託先が選定された年数	ブロック数
5年間	15
4年間	6
3年間	4
1年間	2
計	27

各ブロックにおいて、同じ委託先が複数年連続して選定されている事例がほとんどであり、5年間連続して選定されている事例が最も多く、15ブロックであった。

ただし、全27ブロックについて全て一般競争入札で契約しており、業務を請け負う中で業務及び費用を厳密に積算することが可能になる場合もあると思われることから、複数年同一業者が落札することは、一概に否定されるものではない。

しかし、受託業者に求める要件や選定手続等が、特定の業者に限定してしまっていないかという点については、より慎重に確認することが望ましい。

【公園草ごみ等運搬作業票及び戸室新保理立場搬入届出書より乖離が大きい作業日を抜粋】

作業日	作業時間	作業時間計	埋立場搬入届出書の受領及び承認印の時間
令和元年5月10日	7:30～11:30	4	10:30
令和元年6月24日	12:45～16:45	4	15:13
令和元年8月2日	8:00～11:00	3	10:02
令和元年8月16日	8:00～11:00	3	9:43
令和元年9月13日	8:00～11:00	3	9:12
令和元年9月27日	8:00～12:00	4	11:02
令和元年10月24日	13:00～16:30	8	15:22
令和元年10月24日	12:30～16:30		15:35
令和元年10月25日	8:00～11:00	3	9:56
令和元年12月3日	8:00～11:30	4	10:29
令和元年12月17日	8:00～12:00	4	11:04
令和2年3月12日	13:00～15:00	2	13:53
令和2年3月23日	14:00～16:00	2	14:37

埋立場搬入届出書の受領及び承認印の時間から、作業終了時間の間にどのような業務があるか担当課に確認したところ、受付後、埋立場内に廃棄物を搬入し、廃棄する業務があるほか、廃棄後に後日搬入する草ごみ等を収集し、車載のまま、その日の業務を終えることもあるとの回答であった

しかし、業務仕様書には「発注者の定める作業計画に基づき、草ごみ等を収集、運搬並びに処分するものとする。」としか記載されておらず、作業時間に含まれる業務の範囲が明確ではなかった。

当該業務は1時間当たりの単価契約であり、作業時間は委託費に直結することから、作業時間に含まれる業務内容をより明確にする必要がある。

【意見】
公園内草ごみ等収集運搬処分業務について、作業時間に含まれる業務内容をより明確にする必要がある。

②ブロック以外の個別の委託契約について

委託先の選定、委託料の算定及び委託業務の実施状況を検証した結果、随意契約となっている業務のうち、一部以下の事項が確認された。

ア 公園内草ごみ等収集運搬処分業務について
当該業務の概要は、以下のとおりである。

業務名	公園内草ごみ等収集運搬処分業務
業務場所	金沢市内全域の公園
業務内容	金沢市内の公園における草ごみ等の収集運搬処分業務。 発注者の定める作業計画に基づき、草ごみ等を収集、運搬並びに処分するものとする。 作業時間が30分以上の場合には切り上げて1時間とし、30分未満の場合は切り捨てるものとする。
委託料	(収集作業料) 1時間あたり10,200円(税抜) × 収集作業時間 (搬入料金) 2 t 超 : 1,200円/100kg 500kg超2t以下 : 1,100円/100kg 500kg以下 : 1,500円/1台 平成31年4月1日～令和2年3月31日
委託期間	平成31年4月1日～令和2年3月31日
委託先	金沢市清掃協会
契約方法	随意契約
随意契約理由	草ごみ等は一般廃棄物であり、一般廃棄物収集運搬許可業者に処理依頼するのが適当である。当該協会は一般廃棄物収集運搬許可業者6社で組織された協会であり、一般廃棄物の収集運搬業務を適切に遂行できる体制を整えている。
決算額	平成29年度 : 6,401千円 平成30年度 : 6,364千円 令和元年度 : 6,567千円

当該契約の委託料については、収集作業料が単価契約となっており、作業時間が30分以上の場合には切り上げて1時間とし、30分未満の場合は切り捨てるものとされている。

ここで、作業時間の実績等を確認するために、委託業務結果報告書の添付資料を閲覧したところ、作業時間の終了時刻と埋立場搬入届出書の受領及び承認印の時間に大きく乖離のある作業日が散見された。

当該業務が随意契約である理由は、受託事業者が「公園内便所清掃業務（観光地周辺）」の受託事業者と同一であることが大きな理由となっている。

業務名	観光地周辺公園内便所巡回点検業務
業務場所	東山1丁目小公園、東山河岸緑地、主計町緑水苑
業務内容	東山1丁目小公園、東山河岸緑地及び主計町緑水苑内の便所において、適宜巡回点検を行うことにより、公園内の便所の良好な維持管理を行う（巡回時間：午後1時～午後5時） ・汚れを発見したときは、汚れの状況に応じ、適宜清掃する。 ・便所周辺にゴミ、落葉等を確認した場合には、随時回収、清掃等を行う。 ・巡回点検の際に、施設の破損等異常があれば、多少にかかわらず、緑と花の隈まで連絡する。
委託料	1,329,914円（税込） （設計額） 4月～9月分：委託単価1,825円/時×4時間×76日×1.08 = 599,184円 10月～3月分：委託単価1,825円/時×4時間×91日×1.10 = 730,730円
委託期間	平成31年4月1日～令和2年3月31日
委託先	A社
契約方法	随意契約
随意契約理由	当該業務は、東山1丁目小公園、東山河岸緑地及び主計町緑水苑の便所の巡回点検業務である。当該便所は、「公園内便所清掃業務（観光地周辺）」の契約において、1日2回若しくは1回清掃を行っているが、観光客による利用頻度が高く、特に休日等の午後は汚れ方がひどい状況であり、清掃回数が増加では良好な維持管理が難しく、汚れた都度清掃を行う必要がある。 同じ便所清掃に複数業者が入ると清掃用具の管理も複雑になり、清掃の管理責任もわかりづらくなるが、上記業者は、当該公園を含む「公園内便所清掃業務（観光地周辺）」の受託事業者であり、便所内の清掃用具庫内に清掃に必要な用具や消耗品を準備・保管しており、かつ、通常の清掃業務において、公園内便所の使用状況等を把握しており、適切に維持管理ができる唯一の業者であるため、当該業者と随意契約するものである。
決算額	令和元年度：1,329千円

業務名	「公園内便所清掃業務（観光地周辺）」の概要は、以下のとおりである。
業務場所	公園内便所清掃業務（観光地周辺） 東山1丁目小公園、東山河岸緑地、主計町緑水苑 外濠公園（大手町広場）、外濠公園（兼六園下）
業務内容	外濠公園（大手町広場）他4箇所の便所の清掃を行う。 清掃頻度は、公園のタイプにより、日毎に1日1回若しくは2回の指定がある。 （タイプ毎の年間清掃回数合計） Hタイプ：外濠公園（大手町広場）、主計町緑水苑 3,381回 Iタイプ：外濠公園（兼六園下） 3,048回 Jタイプ：東山河岸緑地 1,704回 Kタイプ：東山1丁目公園 4,380回 合計 12,513回
委託料	月額375,000円（税抜）
委託期間	平成29年7月1日～令和4年6月30日（長期継続契約）
委託先	A社
契約方法	指名競争入札（最低制限価格適用）
決算額	令和元年度：4,905千円

これらによれば、後者の「公園内便所清掃業務（観光地周辺）」と前者の「観光地周辺公園内便所巡回点検業務」では、業務場所及び業務内容における関連性が強く、また、部分的に重複しているものと考えられる。
 そのため、両業務を一つの業務として契約することで、委託費の総額を削減できる可能性がある。

【意見】
 観光地周辺公園内便所巡回点検業務について、公園内便所清掃業務（観光地周辺）と一体で契約することを検討する必要がある。

【巻末資料1 金沢市指定避難場所(公園)一覧】

校下・ 地区名	公園・広場名称	ア 防災拠点広場	イ 防災倉庫	ウ 排雪場	エ 調整池	オ 防災広場	カ 地震適否	キ 津波適否	ク 洪水適否	ケ 土砂適否
野町										
弥生	泉が丘おあしす広場						○	○	○	○
	弥生さくら公園	○			○		○	○	○	○
中村町	神泉児童公園	○					○	○	○	○
	神田町児童公園	○					○	○	○	○
	中村町児童公園	○					○	○	○	○
	白菊町緑地	○					○	○	○	○
	つつじが丘児童公園						○	○	○	○
十一屋	犀川緑地(左岸)						○	○	○	○
	西大桑町児童公園	○					○	○	○	○
	平和町公園			○			○	○	○	○
	泉野出町第1公園						○	○	○	○
泉野	泉野出町第2児童公園	○					○	○	○	○
	泉野出町第3児童公園						○	○	○	○
長坂台	大乗寺丘陵総合公園						○	○	○	○
	長坂みはらし公園	○					○	○	○	○
	長坂台児童公園	○					○	○	○	○
	平和町第1児童公園	○					○	○	○	○
野田	野田西公園						○	○	○	○
	野田東公園						○	○	○	○
	野田南広場						○	○	○	○
	野田中央公園						○	○	○	○

【東山河岸緑地 トイレ外観(令和2年12月14日撮影)】



【東山河岸緑地 トイレ内(令和2年12月14日撮影)】



校下・地区名	公園・広場名称	ア 防災拠点広場	イ 防災倉庫	ウ 排雪場	エ 調整池	オ 防災広場	カ 地震適否	キ 津波適否	ク 洪水適否	ケ 土砂適否
芳斎	玉川公園						○	○	○	○
	穴水町児童公園		○				○	○	○	○
	神保緑地						○	○	○	○
此花	此花町緑地						○	○	○	○
	堀川新町公園		○				○	○	○	○
瓢箪										
馬場	卯辰山公園				○		○	○	○	○
	子来町さくら公園						○	○	○	○
	子来町緑地						○	○	○	○
浅野町	元町第3児童公園						○	○	○	○
	浅野本町第2児童公園						○	○	○	○
	浅野本町第3児童公園						○	○	○	○
森山	卯辰山公園				○		○	○	○	○
	小金町公園		○				○	○	○	○
	鳴和憩いの広場						○	○	○	○
	鳴和台桜丘公園		○				○	○	○	○
	鳴和台市民公園		○				○	○	○	○

校下・地区名	公園・広場名称	ア 防災拠点広場	イ 防災倉庫	ウ 排雪場	エ 調整池	オ 防災広場	カ 地震適否	キ 津波適否	ク 洪水適否	ケ 土砂適否
新壁町	犀川緑地(右岸)						○	○	○	○
	いしかわ西高記念公園						○	○	○	○
	本多の森公園						○	○	○	○
	本多公園						○	○	○	○
菊川	犀川緑地(右岸)						○	○	○	○
	卯辰山公園				○		○	○	○	○
材木	郡家山公園						○	○	○	○
	常盤町緑地						○	○	○	○
	睦が丘公園						○	○	○	○
	鈴見しょうぶ公園						○	○	○	○
	鈴見児童公園		○				○	○	○	○
	鈴見台第2児童公園		○				○	○	○	○
味増蔵町	金沢城公園						○	○	○	○
	天神町緑地		○				○	○	○	○
	田井町第1児童公園		○				○	○	○	○
	天神しらうめ公園						○	○	○	○
長町	長町緑地						○	○	○	○
	金沢城公園						○	○	○	○
松ヶ枝	松ヶ枝緑地		○				○	○	○	○
	穴水町児童公園		○				○	○	○	○
長士塀	犀川緑地(右岸)						○	○	○	○
	神保緑地						○	○	○	○
	大和町防災拠点広場		○				○	○	○	○

校下・地区名	公園・広場名称	ア 防災拠点広場	イ 防災倉庫	ウ 排雪場	エ 調整池	オ 防災広場	カ 地震適否	キ 津波適否	ク 洪水適否	ケ 土砂適否
校下・地区名	奥卯辰山健民公園						○	○	○	○
	御所かつら公園						○	○	○	○
	御所さくら公園						○	○	○	○
	御所にし公園						○	○	○	○
夕日寺	御所ひがし公園						○	○	○	○
	山王町第2児童公園						○	○	○	○
諸江	山王町第4児童公園						○	○	○	○
	駅西第2児童公園		○				○	○	○	○
	割出町公園		○				○	○	○	○
	諸江児童公園						○	○	○	○
	諸江町下丁ふれあい公園		○				○	○	○	○
	諸江町上丁ゆあい公園		○				○	○	○	○
	北安江2丁目公園		○				○	○	○	○
	間屋児童公園						○	○	○	○
	間屋町緑地						○	○	○	○
	弓取町児童公園						○	○	○	○
浅野川	三口町第1児童公園		○				○	○	○	○
	北間町公園						○	○	○	○
	北間町西公園						○	○	○	○
	湊2丁目釣公園						○	○	○	○
	湊運動公園						○	○	○	○
	大河端西鷹狩り公園						○	○	○	○

校下・地区名	公園・広場名称	ア 防災拠点広場	イ 防災倉庫	ウ 排雪場	エ 調整池	オ 防災広場	カ 地震適否	キ 津波適否	ク 洪水適否	ケ 土砂適否
小坂	三池はすのみ公園						○	○	○	○
	三池はすの里公園						○	○	○	○
	小坂白蓮公園						○	○	○	○
	城北中央公園		○				○	○	○	○
	神宮寺運動公園						○	○	○	○
	神宮寺桜児童公園						○	○	○	○
	神谷内児童公園		○				○	○	○	○
	東金沢駅前かがやき公園						○	○	○	○
	東金沢スポーツ広場						○	○	○	○
	横枕はすの里公園			○			○	○	○	○
千坂	金市やすらぎ公園						○	○	○	○
	荒屋八幡公園						○	○	○	○
	千木日吉の森公園						○	○	○	○
	東インター公園		○				○	○	○	○
	足田中央公園		○				○	○	○	○
	福久かねと公園						○	○	○	○
	福久わんぱく公園						○	○	○	○
	福久中央公園						○	○	○	○
	福久南はたる公園		○				○	○	○	○
	法光寺ふれあい公園						○	○	○	○
法光寺運動広場						○	○	○	○	

校下・地区名	公園・広場名称	ア 防災拠点広場	イ 防災倉庫	ウ 排雪場	エ 調整池	オ 防災広場	カ 地震適否	キ 津波適否	ク 洪水適否	ケ 土砂適否
米丸	あすなろの森		○				○	○	-	○
	玉鉾公園		○	○			○	○	-	○
	高島第2児童公園		○				○	○	-	○
	黒田児童公園		○	○			○	○	-	○
	伏見川スポーツ公園						○	○	-	○
	米丸中央公園		○	○			○	○	-	○
	俣古東公園		○				○	○	-	○
	米丸交流広場						○	○	-	○
	糸田第2児童公園						○	○	-	○
	神田交通公園						○	○	○	○
新神田	入江第1児童公園						○	○	○	○
	押野松の木公園		○				○	○	○	○
押野	八日市アメリカフウ見児童公園		○				○	○	○	○
	八日市ケヤキ児童公園		○				○	○	○	○
	八日市住吉中央公園		○				○	○	○	○
	チカモリ遺跡公園						○	○	○	○
西南部	古府町第1児童公園						○	○	○	○
	新保本町ふれあい公園						○	○	○	○
	新保本町中央公園						○	○	○	○
	西金児童公園						○	○	○	○
	西部中央公園		○				○	○	-	○
	八日市出町ふるみや公園		○				○	○	○	○
	西金沢テニスコート						○	○	○	○

校下・地区名	公園・広場名称	ア 防災拠点広場	イ 防災倉庫	ウ 排雪場	エ 調整池	オ 防災広場	カ 地震適否	キ 津波適否	ク 洪水適否	ケ 土砂適否
鞍月	鞍月セントラルパーク						○	○	○	○
	鞍月磯のひろば公園						○	○	○	○
	鞍月広場						○	○	-	○
	鞍月中央公園			○			○	○	-	○
	戸水公園						○	○	-	○
	戸水船のひろば公園						○	○	-	○
	大友なぎさ公園						○	○	○	○
	直江北公園			○			○	○	-	○
	湊3丁目公園						○	○	-	○
	栗崎第1公園		○				○	○	○	○
栗崎	栗崎中央公園		○	○			○	○	○	○
	栗崎町4丁目児童公園						○	○	○	○
川北	木谷公園						○	×	○	○
	松寺中央公園						○	○	-	○
	城北市民テニスコート						○	○	-	○
	金沢城北市民運動公園			○			○	○	-	○
大浦	こなん水辺公園			○			○	○	-	○
	みなと新婚の森						○	○	-	○
	瑞樹西公園						○	○	-	○
	瑞樹中央公園						○	○	○	○
	湊1丁目公園						○	○	-	○
	湊2丁目水鳥公園			○			○	○	-	○
木越運動公園						○	○	○	○	
木越中央公園							○	-	○	

校下・地区名	公園・広場名称	ア 防災拠点広場	イ 防災倉庫	ウ 排雪場	エ 調整池	オ 防災広場	カ 地震適否	キ 津波適否	ク 洪水適否	ケ 土砂適否
校下・地区名	円光寺第2公園		○				○	○	—	○
	横川日吉児童公園		○				○	○	○	○
	久安殿屋敷公園						○	○	—	○
	久安伏見公園		○				○	○	—	○
	窪錦丘公園		○				○	○	—	○
	窪伏見台公園		○				○	○	○	○
	高尾中央公園		○	○			○	○	○	○
	三馬第1児童公園		○				○	○	○	○
	三馬第2児童公園							○	○	○
	三馬第3児童公園			○				○	○	○
	三馬第4児童公園							○	○	○
	的場公園			○				○	○	○
額	額せせらぎ公園		○				○	○	○	○
	額乙丸児童公園						○	○	—	○
	額新保中央公園		○				○	○	○	○
	額谷ふれあい公園			○			○	○	○	○
	額谷運動広場						○	○	○	○
	額谷第1児童公園		○				○	○	○	○
	光が丘3丁目児童公園		○				○	○	○	○
	光が丘中央公園			○			○	○	○	○
	大額1丁目公園						○	○	○	○
	大額2丁目公園			○				○	○	○

校下・地区名	公園・広場名称	ア 防災拠点広場	イ 防災倉庫	ウ 排雪場	エ 調整池	オ 防災広場	カ 地震適否	キ 津波適否	ク 洪水適否	ケ 土砂適否
三和	いなほふれあい公園						○	○	○	○
	上荒屋1丁目くすのき公園		○				○	○	○	○
	上荒屋つばき公園		○				○	○	○	○
	上荒屋にれの木公園		○				○	○	○	○
	上荒屋もくれん公園		○				○	○	○	○
	神野東公園						○	○	—	○
	矢木第1児童公園		○				○	○	○	○
三馬	横川児童公園		○				○	○	—	○
	清泉公園		○		○		○	○	○	○
	有松たつあがり公園		○				○	○	○	○
	有松児童遊園		○				○	○	○	○
米泉										
	寺地いなほ公園		○				○	○	○	○
富樫	寺地なかよし公園						○	○	○	○
	寺地みんなの広場						○	○	○	○
	大乘寺丘陵総合公園				○		○	○	○	○
	金沢南総合運動公園	○					○	○	○	○

校下・地区名	公園・広場名称	了 防災拠点広場	イ 防災倉庫	ウ 排雪場	エ 調整池	オ 防災広場	カ 地震 適合	キ 津波 適合	ク 洪水 適合	ケ 土砂 適合
戸板	駅西第4児童公園		○				○	○	○	○
	戸板東公園						○	○	○	○
	桜田中央公園						○	○	○	○
	桜田南児童公園						○	○	○	○
	示野中青島公園						○	○	○	○
	示野中央公園						○	○	○	○
	示野町児童公園						○	○	○	○
	若宮中央公園						○	○	○	○
	出雲中央公園						○	○	○	○
	西都ゆめみどり公園						○	○	○	○
	大豆田公園						○	○	○	○
	北町児童公園						○	○	○	○
	戸板公園						○	○	○	○
	示野公園						○	○	○	○
西	姉妹都市公園						○	○	○	○
	南新保第2児童公園		○				○	○	○	○
	西念町児童公園						○	○	○	○
	西念町第2公園		○				○	○	○	○

校下・地区名	公園・広場名称	了 防災拠点広場	イ 防災倉庫	ウ 排雪場	エ 調整池	オ 防災広場	カ 地震 適合	キ 津波 適合	ク 洪水 適合	ケ 土砂 適合
四 十 万	三十期児童公園		○				○	○	○	○
	三十期中央公園		○				○	○	○	○
	四十万あいぞめ公園		○				○	○	○	○
	四十万きずな広場			○			○	○	○	○
	四十万中央公園		○				○	○	○	○
	中四十万児童公園		○				○	○	○	○
	あすなろ公園		○				○	○	○	○
	額新町1丁目緑地		○				○	○	○	○
	額新町2丁目緑地		○				○	○	○	○
	額新町第2公園						○	○	○	○
扇 台	額新町第3児童公園						○	○	○	○
	光が丘1丁目児童公園		○				○	○	○	○
	高尾第3児童公園		○				○	○	○	○
	高尾南ゆうあい公園		○				○	○	○	○
	城谷公園		○				○	○	○	○
	馬替児童公園		○				○	○	○	○
長 田 町	駅西第1児童公園		○				○	○	○	○
	駅西第3児童公園		○				○	○	○	○
	駅西中央公園		○				○	○	○	○
	長田2丁目ひまわり公園						○	○	○	○

校下・地区名	公園・広場名称	ア 防災拠点広場	イ 防災倉庫	ウ 排雪場	エ 調整池	オ 防災広場	カ 地震適否	キ 津波適否	ク 洪水適否	ケ 土砂適否
大徳	きびきの中央公園						○	○	—	○
	松村あおぞら公園						○	○	—	○
	松村第2公園		○				○	○	—	○
	畝田町児童公園						○	○	—	○
	藤江北やすらぎ公園						○	○	○	○
	藤江北中央公園		○				○	○	○	○
	無量寺うみかぜ公園						○	○	—	○
	無量寺ベイパーク						○	○	—	○
	無量寺公園						○	○	—	○
	金石銭五公園						○	○	○	○
金石町	大野湊緑地公園						○	○	—	○
大野町										
小立野	笠舞第2児童公園						○	○	○	○
	笠舞第3児童公園						○	○	○	○
	三口新町第1児童公園		○				○	○	○	○
崎浦	三口新町第2児童公園		○				○	○	○	○
	三口新町第3児童公園		○				○	○	○	○
	小立野児童公園						○	○	○	○
	大森かやのした公園						○	○	○	○
	土清水たかみ公園						○	○	○	○
	土清水なかの公園		○				○	○	○	○
	土清水みずぎ公園		○				○	○	○	○
涌渡堤公園										
内川	内川スポーツ広場						○	○	—	○
犀川	犀川児童公園						○	○	○	○
湯涌										

校下・地区名	公園・広場名称	ア 防災拠点広場	イ 防災倉庫	ウ 排雪場	エ 調整池	オ 防災広場	カ 地震適否	キ 津波適否	ク 洪水適否	ケ 土砂適否
二塚	加賀友禅染色団地公園						○	○	—	○
	雄氏海浜公園						○	○	○	○
	古府中央公園						○	○	—	○
	古府徳代公園		○				○	○	—	○
	松島町西公園						○	○	—	○
	松島町中央公園						○	○	—	○
	神野東公園						○	○	—	○
	西部緑地公園						○	○	—	○
	専光寺五本松公園						○	○	—	○
	専光寺ソフトボール場						○	○	○	○
	みどり第2児童公園						○	○	○	○
	みどり中央公園						○	○	○	○
安原	みどり庭園公園						○	○	—	○
	安原中央公園						○	○	—	○
	産王の杜公園						○	○	—	○
	上安原中央公園						○	○	○	○
	打木町くろまつ公園						○	○	—	○
	打木町東児童公園						○	○	—	○
	八洲原公園						○	○	—	○
	福増あじさい公園						○	○	—	○
	福増ゆめ公園						○	○	○	○
	安原スポーツ広場		○				○	○	○	○

校下・地区名	公園・広場名称	ア 防災拠点広場	イ 防災倉庫	ウ 排雪場	エ 調整池	オ 防災広場	カ 地震適否	キ 津波適否	ク 洪水適否	ケ 土砂適否
森本	吉原児童公園						○	○	○	○
	森本こどもグラウンド						○	○	○	○
	森本しちようが丘公園						○	○	○	○
花園	湖陽児童公園						○	○	○	○
	湖陽緑道公園						○	○	○	○
	北部公園						○	○	○	○
	柳瀬川つつみ公園						○	○	○	○
粟師谷 三谷	河原市町みずほ中央公園						○	○	○	○

校下・地区名	公園・広場名称	ア 防災拠点広場	イ 防災倉庫	ウ 排雪場	エ 調整池	オ 防災広場	カ 地震適否	キ 津波適否	ク 洪水適否	ケ 土砂適否
田上	旭町なかよし公園						○	○	○	○
	旭町河畔公園						○	○	○	○
	旭町中央公園		○				○	○	○	○
	医王の杜公園						○	○	○	○
	奥卯辰山健民公園						○	○	○	○
	若松せせらぎ公園						○	○	○	○
	若松町第2児童公園		○				○	○	○	○
	若松八幡さん公園						○	○	○	○
	浅野川すずかけ公園						○	○	○	○
	太陽が丘ゆうひみ公園						○	○	○	○
	太陽が丘詩の木公園						○	○	○	○
	中瀬橋の木公園						○	○	○	○
	田上さくらぶち公園						○	○	○	○
	田上郷公園						○	○	○	○
	田上桜の道公園						○	○	○	○
	田上児童公園						○	○	○	○
	田上中央公園			○			○	○	○	○
	田上本町高鳴公園						○	○	○	○
	田上本町朝霧公園						○	○	○	○
	田上本町馬場公園						○	○	○	○
太陽が丘しいの木公園			○			○	○	○	○	
田上郷公園						○	○	○	○	
田上桜の道公園						○	○	○	○	
東浅川										
俵	戸室スポーツ広場						○	○	○	○
医王山										

指摘事項・意見一覧
1 指摘事項 2件

【総論】

番号	頁	内 容
1	28	・緑のまちづくり計画における年度評価の公表について 緑のまちづくり計画における令和元年度の取組や活動について、進捗状況や目標達成状況、検証結果等を早急に公表すべきである。

【各論】

番号	頁	内 容
2	102	・公園施設長寿命化計画について 公園施設長寿命化計画に基づく公園のライフサイクルコスト縮減のため、施設台帳に毎年の点検及び対策実施履歴を継続的に記録していくべきである。

2 意見 15件

【各論】

番号	頁	内 容
1	42	・街路樹の数量の報告について 街路樹維持管理業務委託における街路樹の数量について、設計数量と現場の数量に差異がある場合の報告を受託事業者に徹底させる必要がある。
2	42	・街路樹の定期点検について 全街路樹を対象とした点検は、街路樹マスタープランで示されている3～5年に一度を目安に実施する必要がある。
3	48	・制度の利用件数について 緑のまちづくり市民協働推進費及び屋上等緑化事業費補助について、利用が極めて少ないことから、制度内容の見直しや周知の徹底などについて検討する必要がある。
4	49	・特別緑地保全地区の適正な管理について 特別緑地保全地区における除草や剪定等の適正な管理について、適宜実施するよう管理者へ働きかける必要がある。
5	57	・緑の少年団について 緑の少年団について、登録団体数の増加及び活動の活性化に向けて、制度内容の見直しや周知の徹底などについて検討する必要がある。
6	60	・かなざわ緑と花の会について かなざわ緑と花の会について、活動員数の増加及び活動の活性化に向けて、活動内容の見直しや周知の徹底などについて検討する必要がある。
7	63	・金沢市緑のまちづくり審議会について 緑のまちづくり計画の進捗状況について、緑のまちづくり審議会へ報告を行い、結果に対する助言や提言を受ける必要がある。

番号	頁	内 容
8	81	・金沢城北市民運動公園の周知について 金沢城北市民運動公園について、より多くの人に公園施設を認知してもらい、利用促進につながるよう、案内図を掲載する等、ホームページの充実を図る必要がある。
9	101	・遊戯施設の撤去・設置工事について 遊戯施設について、撤去及び設置が同一の業者で実施可能な場合は、一連の工事として発注するよう検討する必要がある。
10	101	・バリアフリートイレについて バリアフリートイレがある公園について、ホームページで公開する必要がある。
11	116	・公園愛護活動について 公園愛護団体に対して、公園施設点検が公園愛護活動に含まれていることを周知し、適宜実施するように働きかける必要がある。
12	121	・公園施設日常点検業務について 公園施設日常点検業務について、業務ごとの発注や入札の実施を検討する必要がある。
13	124	・金沢城北市民運動公園の用地について 金沢城北市民運動公園の用地の一部に係る賃貸借契約について、借地解消に向けた検討を進めていく必要がある。
14	130	・公園内草ごみ等収集運搬処分業務の業務内容について 公園内草ごみ等収集運搬処分業務について、作業時間に含まれる業務内容をより明確にする必要がある。
15	132	・同種の業務の一括契約について 観光地周辺公園内便所巡回点検業務について、公園内便所清掃業務（観光地周辺）と一体で契約することを検討する必要がある。

令和3年(2021年)4月12日 印刷
令和3年(2021年)4月12日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄